

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高梁市農業再生協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

（1）高梁地域

① 高梁町

大久保棚田、セトダ棚田、松ヶ原棚田、玉坂南棚田、橋井棚田

② 津川村

実相寺棚田、木野山棚田、堂屋敷棚田

③ 川面村

鴨谷棚田、家地棚田、培根棚田、古川棚田、野瀬広瀬棚田

④ 巨瀬村

園尾棚田、尾原上棚田、友末棚田、宮瀬下棚田、畑棚田、野前棚田、安元棚田、向惣田棚田、塩坪上棚田、塩坪山側棚田、横田棚田、宮瀬上棚田、家親棚田、和名谷棚田、茶屋棚田、尾原下棚田、鴨木棚田、仲畝棚田

⑤ 中井村

西本棚田、追田棚田、大草棚田、井戸棚田、津々棚田

⑥ 玉川村

根古里棚田、中杉棚田、増原谷川棚田、下切棚田

⑦ 宇治村

丸山後棚田、塩田東組棚田、イノセ棚田、広岩棚田、塩田西棚田、丸山前棚田、本郷棚田、遠原棚田、郷上棚田

⑧ 松原村

神原北棚田、池の下棚田、信房前棚田、後春木棚田、小松原棚田、皆名棚田、中筋・中ノ村棚田、神原南棚田、神原西棚田、春木棚田、松岡・春木棚田、大西棚田、東春木棚田

⑨ 高倉村

石浦棚田、上秋町棚田、秋ヶ追河内棚田、梶村棚田、高山棚田

⑩ 落合村

原田棚田、川東棚田、川西棚田、川中棚田

（2）有漢地域

① 有漢村

大谷棚田、羽場棚田、上鈴岳棚田、八幡棚田、茶堂棚田、土居棚田、安元棚田、上横見棚田、下横見棚田、畦地棚田、貞守棚田、城下棚田、信清棚田、山形棚田

② 上有漢村

陰地棚田、中組棚田、上大谷棚田、神明棚田、川関棚田、金倉棚田、中尾棚田、西組棚田、上組棚田

(3) 成羽地域

① 中村

東棚田、広間棚田、麻線棚田、本郷新田棚田、羽根後棚田

② 吹屋町

迫棚田、上長田棚田、下長田棚田、矢広棚田、矢光棚田、矢光日名棚田、北方棚田

(4) 川上地域

① 手荘村

谷条上棚田、北棚田、高田郷棚田、伏尾棚田、牧谷棚田

② 大賀村

音藤棚田、上房高岳棚田、上光白棚田、小広棚田

(5) 備中地域

① 富家村

郷棚田、中棚田、東棚田

② 平川村

堀井棚田、小林棚田、天王白谷棚田、平川北部棚田、平弟子棚田、津々羅棚田

③ 湯野村

金石棚田、下谷棚田、簾竹棚田、二五砂棚田、奈良熊棚田、吉家棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

令和6年度まで中山間地域等直接支払制度で137協定、1,024haを維持する。

令和6年度まで耕作放棄地面積で現状の407haを維持する。

・担い手の確保

令和6年度まで新規就農者を毎年9経営体確保する。

令和6年度までに農業スクールの参加者を24名から30名に増加させる。

・生産性・付加価値の向上

令和3年度までに2.5haの農地について区画整理、用排水施設、暗渠排水等の耕作条件の改善を実施する。

令和6年度までに担い手への農地集積率を20%から43%に増加させる。
令和6年度までに自動草刈り機やドローンを各地域でどちらか1台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和6年度まで主食用米作付面積で現状の800haを維持する。

令和6年度までに小豆の作付面積を8haから10haに増加させる。

・自然環境の保全・活用

令和6年度までに環境保全型の農業の実施地域を1地域から各地域に拡大する。

令和6年度までに子どもたちが農業体験できる事業の実施地域を2地域から各地域に拡大する。

令和6年度まで有害鳥獣の捕獲を毎年2,000頭の現状を維持する。

・良好な景観の形成

令和6年度までホタルに関するイベント（鑑賞会や水辺の学習など）の実施地域を4地域から各地域に拡大する。

令和6年度までに水田放牧の取組地域を2地域から各地域に拡大する。

・伝統文化の継承

収穫を感謝する秋祭りで、毎年各地域で行われている備中神楽や渡り拍子などの伝統文化の行事を継続する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに都市農村交流として麦踏体験等のイベントの実施地域を1地域から各地域に拡大する。

令和6年度までに移住受入支援地域を5地域から7地域に増加させる。

・棚田を観光資源とした地域振興

5地域全体でひまわりの作付を10万本（面積約70a）の現状を維持する。

令和6年度までに直売所を10か所から13か所に増加させる。

令和6年度までに5軒の空き家や古民家を再生・活用する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和6年度までもち麦、ぶどう、トマト、お茶等を原料とした新たな商品を各1品目開発する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

中山間地域等における農業生産活動の継続のため、中山間地域等直接支払制度の活用促進を図る。

耕畜連携による和牛放牧を集落営農組織等に推進し、耕作放棄の発生を未然に防止する。

・担い手の確保

移住受け入れ支援地域や産地と連携して農用地や住居を確保するとともに、就農・移住相談会等での募集を行うなど、新規就農研修制度等を活用しながら、担い手の確保を促進する。

定年帰農者等の市内外からの新たな担い手に対して、農業スクールを実施する。

・生産性・付加価値の向上

農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。

集落営農組織や意欲のある担い手に農地を集約する。

自動草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大する。

岡山県が育成した小豆品種「夢大納言」を学校給食へ供給するなど販路を拡大する。

・自然環境の保全・活用

環境保全型の農業（有機農業/ カバークロップ/ 堆肥の施用）を実施する。

子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付から収穫までを体験する事業を実施する。

鳥獣害対策のため、侵入防止柵や檻の設置を推進する。

・良好な景観の形成

棚田と周囲の用水路や河川の水質を保全し、夏にはホタルが飛び交うよう、水辺の景観を確保する。

棚田と放牧された牛との組み合わせにより、のどかで平和な光景を確保する。

・伝統文化の継承

収穫を感謝する秋祭りで行われる備中神楽や渡り拍子など伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

麦踏体験等のイベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

地域おこし協力隊制度等を活用して、移住受入支援地域を増やすとともに、移住・定住者の増加を図る。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

棚田に菜の花やひまわりを作付するなど、景観整備を通じて、観光客を誘客する。

棚田の付近に直売所や農家レストランを整備するなど、観光で稼げる仕組みを構築する。

農泊の実施や空き家、古民家の再生・活用によって、宿泊需要を喚起する。

- ・ 六次産業化の推進

もち麦、ぶどう、トマト、お茶等を原料とした新たな商品の開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、参加者のほかでは、中山間地域等直接支払制度の各協定参加者、移住受入支援地域、まちづくり協議会等が各地域での棚田の保全や生産振興、移住定住支援等の地域振興活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

高梁市農業再生協議会は高梁市、農業者、農業者団体から構成で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項